

## 住宅確保要配慮者入居促進事業 各種手続きのご案内

### 対象となる住宅確保要配慮者について

住宅確保要配慮者入居促進事業(以下「本事業」)では、以下の住宅確保要配慮者を対象とします。

- ①高齢者:65歳以上の単身世帯または65歳以上の世帯員のみ<sup>のみの</sup>世帯
  - ②ひとり親:18歳以下(18歳に達した年度末までの子)と、母または父のみ<sup>のみの</sup>世帯の者
  - ③障害者:単身世帯の障害者(身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保険福祉手帳1級から3級、愛の手帳1度から4度)または障害者を含む世帯の者
  - ④低所得者:国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない者
- ※ただし、①②③に該当しない生活保護受給者は除く

### 協力金の対象について

本事業では、以下のいずれかの場合に、不動産事業者と賃貸人に対して6万円ずつの協力金をお支払いいたします。

#### 【協力金お支払いの要件】

- 本事業の住宅あっ旋を利用し、あっ旋申請者と賃貸借契約を締結した場合
- 直接不動産店へ来た区民が上記の住宅確保要配慮者に該当する場合、**契約前に**本事業の「あっ旋申請書(第5号様式)」を提出し、区が承認した場合(不動産事業者は、事前に区の事業者登録を受けていることが必須となります)

### 不動産事業者登録について

#### (1)不動産事業者登録について

- 住宅確保要配慮者入居促進事業にご賛同いただき、事業者登録を希望される不動産事業者様は、別紙「登録事業者申請書(第1号様式)」をご記入の上、区住宅課にご提出ください。
- 申請書の内容確認後、「登録事業者決定(却下)通知書(第2号様式)」を不動産事業者様あてに郵送いたします。その際に、各種申請書書式や記載例等を郵送で送付いたします(書式についてはホームページからもダウンロード可能)。

#### 【登録不動産事業者の要件】

- 住宅確保要配慮者に対して、区内民間住宅をあっ旋できること
- 宅地建物取引業免許証を取得していること
- (公社)宅地建物取引業協会第五ブロックまたは(公社)全日本不動産協会城南支部に加盟していること

## (2)登録後、変更が生じた場合(辞退する場合)

- 登録後、登録事業者名・代表者名・所在地・連絡先・その他に変更が生じた場合は、別紙「登録事業者変更届出書(第3号様式)」をご記入の上、区住宅課にご提出ください。
- また登録をご辞退する場合は、「辞退届出書(第4号様式)」をご提出ください。

## 情報提供の流れ

### STEP1:区より希望条件の送付

- あつ旋申請者より区にあつ旋申請があった場合、登録不動産事業者様あてに、**Webメール**で個人情報を伏せた状態のあつ旋申請者の希望条件等を送付いたします。  
※情報提供依頼の際は、区であらかじめ申請者ごとにあつ旋番号を附番して送付いたします

#### 【あつ旋申請者の要件】

- 品川区に引き続き2年以上居住していること
- 賃貸人の親族ではないこと
- あつ旋時点で、あつ旋をする登録不動産事業者の従業員でないこと
- 暴力団関係者ではないこと
- 過去に本事業のあつ旋を受け、区内民間住宅に係る賃貸借契約に至った者については契約締結日から1年を経過していること

### STEP2:物件情報の提供

- 希望条件に見合う物件情報がある場合は、**メール到着から約1週間以内**に区住宅課あてにメールで送付ください。また、物件情報(図面)送付の際は、**必ず該当のあつ旋番号を記載の上**、送付ください。

例:7月4日(金) 区住宅課から各不動産事業者様へ情報提供依頼メールを送付  
⇒ 7月13日(金)までに物件情報を送付ください

- その後、住宅課であつ旋申請者ごとに物件情報を取りまとめの上、あつ旋申請者へ順次情報提供を行います。

### STEP3:あつ旋申請者からの連絡

- あつ旋申請者に物件情報を提供した結果、該当の物件についてさらに詳しい話が聞きたいとのご要望があった場合は、**あつ旋申請者より直接ご連絡いたします**ので、ご対応のほどよろしく願いいたします。

## 契約成立後の区への協力金申請手順

### (1)必要書類の送付

○あっ旋申請者との間で賃貸借契約が成立した場合、下記書類を区住宅課へご提出ください。

- ①「支払金口座振替依頼書」
- ②「協力金交付申請書(第7号様式・登録事業者用)」  
(協力金交付申請書には、賃貸契約書の写しおよび初月の家賃の支払を確認できる書類を添付してください)
- ③「協力金交付請求書(第10号様式)」

○賃貸住宅オーナー様分について取りまとめていただける場合は、別途オーナー様分として必要な下記書類も併せてご提出ください。取りまとめが難しい場合は、オーナー様より区住宅課へご提出いただくようお願いください。

- ①「支払金口座振替依頼書」
- ②「協力金交付申請書(第8号様式・賃貸人用)」  
(協力金交付申請書には、賃貸契約書の写しおよび初月の家賃の支払を確認できる書類を添付してください)
- ③「協力金交付請求書(第10号様式)」  
※エアコン設置費用加算を希望する場合は、(2)を参照の上、賃貸住宅オーナー様分の書類をご用意ください

### (2)エアコン設置費用加算について

○協力金申請の際、該当のあっ旋申請者が入居する居室の前入居者が退去した日以降から、対象者が入居し協力金申請までにエアコンを設置した場合、1件あたり1台に限り、設置に要した費用(本体・設置工事および処分費用等)を協力金に加算することができます。

○(1)必要書類のほか、下記書類を併せてご提出ください。

- 「協力金交付申請書(第8号様式・賃貸人用)」  
※エアコン設置加算をする場合は、設置日と機種名を記載ください
- 「協力金交付請求書(第10号様式)」  
※エアコン設置加算をする場合は、請求金額に協力金の金額6万円にエアコン設置に要した費用を加算した金額を記載ください

例:協力金6万円

エアコン設置費用77,800円(本体59,000円、設置・処分費用18,800円)  
⇒137,000円 ※1,000円未満の端数は切り捨て

- ①機器の購入に係る領収書等の写し  
※購入金額、購入日、機種名(型番等)および販売店名が記載されているもの  
※賃貸人の名前が記載されているもの
- ②新規設置、取替が確認できる工事前および機器設置完了後の写真  
※撮影日が記載されたもの
- ③製造者が発行した保証書の写し
- ④納品書、配送伝票その他の住所、氏名および購入した機器の納品、配送等をしたことを明らかにすることができる書類の写し
- ⑤(取替の場合)家電リサイクル券排出者控えの写し等(管理表番号・リサイクル品目要記載)旧機種が処分されたことを証明する書類

#### 【注意事項】

○エアコン設置費用は以下の全てに当てはまるものが対象となります。

- ・令和7年4月1日以降に設置されていること
- ・賃貸人名義で購入されたものであること
- ・あっ旋申請を行い、決定となった対象者が入居する居室に設置されたものであること
- ・前入居者が退去した日から対象者が入居し、協力金申請までに設置されたものであること



○エアコン設置加算を希望される場合は、事前に区住宅課にご相談ください。

### (3) 協力金の振り込みについて

- 協力金交付申請書類の内容確認後、「協力金交付決定(却下)通知書(第9号様式)」を書類提出後おおむね2週間以内に送付いたします。
- 協力金交付申請書および請求書が区住宅課へ到着後、概ね1か月後にご指定の口座に**協力金およびエアコン設置費用加算金**をお振込みいたします。
- 予算総額に達した時点で、受付を終了します。(先着順)

#### (4)その他

○支払金口座振替依頼書、各申請書等につきましては、下記HPに掲載しております。  
もしくは「品川区 入居促進事業」で検索ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-kenchiku/hpg00002511.html>

〈お問い合わせ、書類の送付先はこちら〉

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 本庁舎6階

TEL:03-5742-6777 FAX:03-5742-6963

メール:[jutaku-shien@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:jutaku-shien@city.shinagawa.tokyo.jp)